

「困ったなあ」

「答ええます」

佐々木知子の
法律相談



佐々木知子
ささき ともこ
弁護士
帝京大学法学部教授

津波で両親を亡くした甥を 引き取ろうと思いますが…

Q

岩手出身の男性です。東京の大学に進んだ後、東京で勤め、結婚もして、マンションも購入しました。中学生と高校生の2人の子供がいます。私が郷里を出てしまったので、両親は弟一家が同居して面倒を見てくれていました。ところが、今回の大地震で突如襲ってきた津波に、家ごと飲み込まれてしまったのです。1カ月以上経った今も、両親も弟もその嫁も依然行方不明のままです。遺体は上がらず、生存は絶望的です。小学生の甥は学校の的確な誘導で避難ができました。甥は東京に引き取ろうと思



失踪宣告を申し立てて、相続を開始します。 甥御さんの引き取りは、親類一同で話し合っ

A

本当に、この度被害に遭われた方々はなんとお慰めしたらいいのか言葉もありません。地震というより津波の被害が未曾有のものでした。さて、行方不明者家族については死亡が確定しなければ法律関係も確定しません。ただ死亡届を提出するには死亡診断書や死体検案書など死亡を証明する書類が必要なので、遺体が上がって身元確認ができれば別ですが、でなければ失踪宣告という手続きが必要です。普通の失踪は7年ですが、戦争や地震など特別の危難に遭遇した場合には、特別失踪といって、1年間生死が不明であれば、家庭裁判所に失踪宣告を申し立てられるのです。今回の津波ではこの期間を3カ月に短縮するよう法改正が行われました。失踪宣告の審判が確定すれば、危難が去った時、つまり津波襲来時に死亡したとみなされます。ここで初めて相続が開始し、死亡保険金の受け取り等もできるのですが、一般的には、ご

両親が先に亡くなり、兄弟2人が均等にその遺産を相続するわけですが、ご相談のケースでは、ご両親が弟さん、どちらが先に亡くなったか、分からないのだらうと思います。この場合「同時死亡の推定」を受け、互いに相続は起こらないことを民法が定めています。つまり、弟さんはご両親の遺産を相続しないので、ご相談者がすべて相続することとなります。もともと弟さんが職場など違う所で津波に遭い、ご両親とは別の時に亡くなったというところが証明されれば、弟さんの相続も発生し、その分はその息子、つまり甥御さんに行きます。もちろん弟さんとその奥さんの遺産については甥御さんがすべて相続します。ただし、今回のケースの難しいところは、関係者がほぼ亡くなり、書類なども海に流されてしまっているため、預貯金や保

険など、どこにどんな遺産があるのか、簡単には分からないであらうことです。ただ実際は、住居が職場近くで預けるか契約をしているのが通常なので、心当たり何か所かに尋ねてみられたらよいと思います。相続人の照会には応じます。もちろん弁護士に頼んでもよいですが、費用がかかります。いづれにしても、全容が分かるとは限りません。甥御さんのことですが、弟さんの奥さんの親族で引き取りたいという方はいないのでしょうか。甥御さんの将来のためにはどこで、誰の元で育つのが一番良いのか、親類一同でよく話し合ったほうがよいでしょう。そのうえでご相談者が後見人となり、養子縁組をするとした場合、甥御さんはまだ未成年者ですから、たとえ親族関係があっても福祉的見地から家庭裁判所の許可が必要です。